

# 令和4年度いさはや地域振興商品券事業 使用可能店舗募集要項

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、物価高騰に直面している市民の家計負担の軽減と消費拡大による地域経済の活性化を図るため『いさはや地域振興商品券』を販売するにあたり、本商品券の使用可能店舗を募集致します。

## 1. いさはや地域振興商品券販売概要

商品券名称：いさはや地域振興商品券

発行数：275,000冊（販売型25万冊、配布型2.5万冊）

1冊＝500円券×13枚、うち市内本社店舗専用券5枚、全店舗共通券8枚

※ 市内本社の判断は、法人の場合は登記上の本店所在地、個人事業者の場合は事業主の住所地で行う

販売配布単位：販売型 1冊6,500円分の商品券を5,000円で販売（プレミアム率30%）

配布型 住民税非課税世帯に1人1冊6,500円の商品券を配布

発行総額：17億8,750万円

販売方法：購入希望者による申込販売

購入対象者：令和4年10月1日現在、諫早市の住民基本台帳に登録されている方

購入申込期間：令和4年10月18日（火）から令和4年10月31日（月）（消印有効）

購入申込限度：1人につき最大5冊（2万5千円）まで

購入方法：諫早市から配達地域指定郵便にて各家庭に送付される「購入申込書」、または、WEB（諫早市ホームページに掲載予定）により申し込み、後日、購入引換券が諫早市から郵送されるので、購入引換券を持参のうえ、指定した購入場所で購入する。

販売期間：令和4年11月17日（木）から令和5年1月31日（火）

使用期間：令和4年11月17日（木）から令和5年1月31日（火）

## 2. 使用可能店舗募集要項

### 【商品券の使用範囲等】

商品券は、使用可能店舗との間における特定取引においてのみ使用することができる。

商品券の使用期間は、令和4年11月17日から令和5年1月31日までの間とする。

特定取引に使用された商品券の券面の合計額が特定取引の対価を上回るときは、使用可能店舗からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われぬものとする。（お釣りは出さない）

商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

商品券は、事業決済資金としての利用はできない。

商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- （1）不動産又は金融商品
- （2）たばこ
- （3）商品券、印紙、証紙、切手、ハガキ、有価証券、ビール券、図書券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- （5）国や地方公共団体への支払い（税金・水道料金・市指定ゴミ袋等）

### 【使用可能店舗の登録資格】

使用可能店舗は、諫早市内で事業を営む店舗（事業所）で、当該事業に参加を希望する事業所とする。但し、次のいずれかに該当する場合は、対象外とする。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第5項に該当する営業を行う者
- （2）特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行う者
- （3）役員等が暴力団、暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者
- （4）上記のほか、実行委員会が対象外とすることを適当と認めた者

### 【使用可能店舗の登録料】

使用可能店舗登録希望者は、使用可能店舗登録料として登録を希望する店舗ごとに以下の金額を負担しなければならない。

- （1）1店舗につき1,000円（消費税の取り扱いは、課税対象外（不課税））

## 【使用可能店舗の登録手続き】

使用可能店舗の登録を希望する店舗は、諫早商工会議所または諫早市商工会（東部支所・西部支所）に、令和4年9月26日から令和5年1月31日までに商品券使用可能店舗登録申請書を提出し、実行委員会の承認を得るものとする。10月7日までに登録手続きを完了した店舗は、10月18日の商品券購入申込開始時点の使用可能店舗一覧表に掲載する。また、10月28日までに登録手続きを完了した店舗は、11月17日の商品券販売開始時点の使用可能店舗一覧チラシに掲載する。

実行委員会は、申請があったときは、当該申請者が登録資格を有することを確認の上、当該申請者に登録認定証を発行する。

## 【換金期間】

利用者から受け取った商品券の換金期間は、令和4年11月24日から令和5年2月15日までとし、換金期間を過ぎた商品券は無効とする。

## 【換金場所】

換金場所は、登録手続きを行った諫早商工会議所または諫早市商工会（東部支所・西部支所）とする。

## 【換金方法】

使用可能店舗は、消費者が使用した商品券を換金する場合は、登録認定証を提示するとともに、必要事項を記載した商品券換金申請書及び裏面に使用店舗名を記入した使用済商品券を実行委員会が指定する期日に提出し、実行委員会は、換金手数料を差し引いた金額の小切手（一般線引小切手）を使用可能店舗に対して発行する。

なお使用済商品券裏面への店舗名の記入（押印）については、不正防止の観点からも各店舗で速やかに記入することが望ましいが、事務負担軽減のため100枚単位で束ねて提出する際は束の先頭と最後の商品券にのみ記入（押印）することを認める。

## 【換金手数料】

実行委員会が、使用可能店舗から提出された商品券を換金する場合における換金手数料については、以下のとおり定める。

- （1）諫早市内に本社をおく事業者（法人の場合は登記上の本店所在地、個人事業者の場合は事業主の住所地で判断）または諫早商工会議所の会員または諫早市商工会の会員・商品券額面の0%
- （2）諫早市外に本社をおく事業者のうち、諫早商工会議所または諫早市商工会の会員でない者・商品券額面の3%（但し、使用可能店舗登録申請手続きまでに入会申込を行った場合は0%、消費税の取り扱いは課税）

## 【遵守事項】

使用可能店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売及びサービス等の提供を行うこと。
- （2）実行委員会が配布する使用可能店舗ポスター、ステッカー、のぼりを利用者の見やすい場所に掲示すること。
- （3）利用者から受取った商品券には、裏面に店印を押印すること。但し、100枚単位で束ねて提出する際は束の先頭と最後の商品券にのみ記入（押印）することを認める。
- （4）他店押印のある商品券は、受取りを拒否すること。
- （5）偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに速やかに諫早市経済交流部緊急経済対策室、諫早商工会議所、諫早市商工会（東部支所・西部支所）のいずれかに申し出ること。
- （6）商品券の交換、譲渡、売買、再利用は、禁止する。
- （7）実行委員会が本事業に関して調査等を行うときには、報告等の協力をすること。
- （8）本募集要項の定めを遵守するとともに、実行委員会からの指示を遵守すること。

## 【使用可能店舗資格の喪失等】

遵守事項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、使用可能店舗登録の取消し及び損害金の申受け等を行うことがある。

## 【紛失等の責任】

利用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は使用可能店舗の責任とする。

## 【届け出事項の変更】

使用可能店舗は登録事項に変更があったときは、速やかに諫早商工会議所または諫早市商工会（東部支所・西部支所）に届け出るものとする。

＜申込・問い合わせ先＞	諫早商工会議所	諫早市高城町 5-10	TEL22-3323
	諫早市商工会 東部支所	諫早市高来町三部壺 252-14	TEL32-2184
	〃 西部支所	諫早市多良見町化屋 759-15	TEL43-0140
＜主管行政窓口＞	諫早市経済交流部緊急経済対策室	諫早市東小路町 7-1	TEL22-3520